

## 郡山市公有資産活用調整会議設置要綱

平成26年1月14日制定

平成26年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和4年11月1日一部改正

令和7年4月1日一部改正

[財務部公有資産マネジメント課]

### (設置)

第1条 市が保有する土地、施設等の公有資産（以下「公有資産」という。）の情報の共有化を図るとともに公有資産の有効活用及び最適化を推進し、もって財政の健全化に資することを目的として、その活用方法等の検討及び庁内の調整を行う公有資産活用調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 調整会議は、次の事項に関する協議を行う。

- (1) 活用可能な公有資産の抽出
- (2) 公有資産の活用方法の調査及び検討
- (3) 公有資産の活用及び処分方針の検討
- (4) 公共施設等総合管理計画の策定及び推進に係る調査及び検討
- (5) その他公有資産の活用に必要なと認める事項

### (組織)

第3条 調整会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には財務部公有資産マネジメント課長を、副委員長には財務部公有資産マネジメント課長補佐をもって充てる。
- 3 委員には、総務部行政マネジメント課、政策開発部未来創造課及び財務部財政課のそれぞれの課の長が指名する職員並びに別表に掲げる部局等の長が指名する職員をもって充てる。
- 4 委員長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 調整会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、調整会議の運営上必要と認める場合には、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (部会)

第5条 委員長は、第2条の所掌事項について、特に必要と認めるときは、部会を設置することができる。

- 2 部会員は、委員長が指定した所属の所属長（以下「所属長」という。）が指名した者をもつ

て構成する。

3 所属長は、委員以外の者を部会員として指名することができる。

4 部会に部会長を置き、部会員のうちから委員長が指名する。

5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査及び検討の結果について、調整会議で報告するものとする。

(委員の責務)

第6条 委員は、関係する部局内の公有資産の調整を図るものとする。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、財務部公有資産マネジメント課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部、政策開発部、税務部、市民部、文化スポーツ観光部、環境部、保健福祉部、こども部、農商工部、建設構想部、都市構想部、会計管理者、教育委員会事務局教育総務部、教育委員会事務局学校教育部、上下水道局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局
---